

中国税務速報

2016年3月22日

●1 2016年度政府業務報告（建築業、不動産業、金融業、生活サービス業の全面的な営業税から増値税への移行改正の見込）

2016年3月5日に、中国李克強首相は第12回全国人大第四回会議の開幕式で政府業務報告を発表し、財政政策においては、今年まず、5月1日から営業税から増値税への移行改正の試行拠点の範囲を建築業、不動産業、金融業、生活サービス業に拡大し、全ての企業の新規取得した不動産に係る増値税を仕入税額控除の適用対象に入れ、全ての業界の税負担が増加することなく、減少するように確保させること、また、関連規定に違反し、設立された政府性基金を取り消し、一部の政府性基金を取りやめ・合併し、水利建設基金などの免税適用範囲を拡大させること、さらに、18項目の行政事業性費用徴収の免除適用範囲を、小規模企業から全ての企業と個人に拡大するという三つの措置を取ることに決めたと言及しました

http://www.gov.cn/guowuyuan/2016-03/05/content_5049372.htm

●2 不動産取引に係る契税、営業税の優遇政策の調整に関する通達

財政部、国家税務総局と住宅都市農村建設部は2016年2月17日付に「不動産取引に係る契税、営業税の優遇政策の調整に関する通達」（財税[2016]23号）を公布しました。

本通達は以下の内容を定めました。個人が居住用唯一の住宅を取得した場合には、その面積が90平方メートル以下であれば、その不動産に対し1%の契税を課税します。面積が90平方メートル超であれば、その不動産に対し1.5%の契税を課税します。個人が2つ目の居住用住宅を取得した場合には、その面積が90平方メートル以下であれば、その不動産に対し1%の契税を課税します。面積が90平方メートル超であれば、その不動産に対し2%の契税を課税します。個人が取得してから2年未満で住宅を譲渡した場合には、営業税課税対象になります。個人が取得してから2年以上を経過後住宅を譲渡した場合には、営業税を免除します。北京、上海、広州、シンセンにおいてはとりあえず本通達の第1条第2項の契税優遇政策及び第2条の営業税優遇政策を実施しません。

本通達は2016年2月22日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2014216/content.html>

●3 保険保障基金に係る関連租税政策の問題に関する通達

財政部と国家税務総局は2016年2月3日付に「保険保障基金に係る関連租税政策の問題に関する通達」（財税[2016]10号）を公布しました。

- 中国保険保障基金有限責任会社が「保険保障基金管理弁法」に基づき取得した下記の収入に対し、企業所得税を免除します。1. 国内保険会社が法により納付した保険保障基金。2. 法により抹消または破産保険会社の清算財産から獲得した弁償収入と関連責任者に取り立てて取得した所得、及び法により保険会社のリスク処置から獲得した財産譲渡所得。3. 寄付金所得。4. 銀行預金利子所得。5. 政府債券、中央銀行、中央企業と中央レベルの金融機構が債券を発行したことによる利子収入。6. 国務院が許可したそのほか資金運用により取得した収入。
- 保険保障基金会社が「管理弁法」に基づき取得した下記の収入に対し、営業税を免除します。1. 国内保険会社が法により納付した保険保障基金。2. 法により抹消または破産保険会社の清算財産から獲得した弁償収入と関連責任者に取り立てて取得した所得。
- 保険保障基金会社の下記の課税証憑に対し、印紙税を免除します。1. 新規設立の資金帳簿。2. 保険会社がリスク処置と破産救助の過程において締結した財産所有権譲渡文書。3. 保険会社がリスク処置の過程において中国人民銀行と締結した再ローン契約。4. 保険保障基金自己所有財産と受領の弁償資産をもって保険会社と締結した財産保険契約。保険保障基金会社が締結した上述の財産所有権譲渡文書または課税契約のそのほか当事者に対し規定により印紙税を徴収します。

4. 第2条を除き、本通達は2015年1月1日から2017年12月31日まで施行されます。第2条は2015年1月1日から金融業の営業税から増値税への移行改正開始日まで施行されます。財税[2013]81号は同時に廃止されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201602/t20160229_1796782.html

●4 税務行政許可若干問題に関する公告

国家税務総局は2016年2月28日付に「税務行政許可若干問題に関する公告」(国家税務総局公告2016年第11号)を公布しました。

公告は以下の内容を定めています。

税務行政許可事項は以下のとおりです。

1. 企業の發票印刷についての審査
2. 納税者の税金延納についての審査
3. 納税者の期限延長申告についての審査
4. 納税者の納税定額の変更についての審査
5. 増値税専用發票(増値税システム)の最高限定額の審査
6. 実際の利益額による事前徴収以外のそのほかの企業所得税の予定納税方式の採用についての査定
7. 外国法人がその主要機構場所によりまとめて企業所得税を納付することを選択することについての審査

税務行政許可は行政許可権がある税務機関が法定の権利以内に施行されます。税務行政許可実施プロセスは：1. 開示、2. 申請、3. 受理、4. 審査、5. 決定、6. 公聴、7. 変更と継続、8. そのほか規定。また、税務機関は監督検査を強化しなければなりません。

本公告は2016年4月1日から施行されます。「税務行政許可若干問題の実施に関する国家税務総局の通達」(国税発[2004]73号)は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2025674/content.html>

●5 「入国免税店の管理暫定弁法」の公布に関する通達

財政部、商務部、税関総署、国家税務総局と国家旅行局は2016年2月18日付に「『入国免税店の管理暫定弁法』の公布に関する通達」(財税[2016]8号)を公布しました。

本通達は以下の内容を定めています。入国免税店(以下、「免税店」と略称する)とは、対外開放の空港、水運と陸路の港の隔離区域に設立して、規定により入国した旅客に対しショッピングの輸入税を免除する経営場所をさします。国家は免税店に対し特許経営を実施します。免税店は免税品販売ライセンスを持っている企業が支配しなければなりません(持株の割合が50%以上)。免税店は通常、空港またはその他の入札募集者が入札の方式で経営主体を決めます。新規設立または経営契約期間満了の免税店の経営主体がいったん入札または審査を通じて決められた後、入札募集者あるいは港所有者が免税品経営企業と毎回締結する経営期間は10年を超えてはいけません。入札募集者あるいは港所有者が入札またはその他審査済みの方式で免税品経営企業と協議に合意後、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局と国家旅行局に届出なければなりません。経営主体の持分構造、経営状況などの基本状況には大きな変化があった場合、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局と国家旅行局に報告しなければなりません。本弁法は2016年2月18日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2026931/content.html>